

防 火 線 刈 払 特 記 仕 様 書

防火線の機能を維持できるように区域内の雑草、雑灌木、笹等の刈り払いを行うものとし、作業方法は以下による。

1. 刈払方法は全刈とする。
2. 刈払幅は国有林と民有地の境界線から国有林側へ 12m とし、刈払った雑草、雑灌木等は区域山側 2m 内に集積すること。また歩道の妨げとならないよう適切に処理をすること。
3. 指定の刈幅は平均幅であり現地状況により増減があることから、監督職員の指示に従い実行すること。
4. 刈払高は地際から 30cm 以内とし、できるだけ地際に近い位置とすること。
5. 隣接する民有地を誤って刈払わないこと。また、刈払った雑草、雑灌木等を民有地側に存置しないこと。
6. 事業区域の境界標・境界杭等を損傷しないようあらかじめ位置を明らかにしてから周囲の刈払いを行うこと。また刈払った雑草、雑灌木等を境界標等の上に被せないこと。
7. 事業区域前後には「作業実施中」等の表示板を設け、通行人に対し注意を促すこと。また、状況に応じ「立入禁止」の措置を行うこと。
8. 作業にあたり問題が生じるおそれがある場合は事前に監督職員の指示を受けること。その他不明な点は、事前に監督職員と協議のうえ実行すること。

